

部活動の在り方に係る活動方針

唐津市立佐志中学校

(1) 部活動の目標

部活動は、学校教育活動内の課外活動の一環として、生徒の発育段階に応じた活動時間、活動量になるように指導者が十分配慮し、教科以外での教師とのふれあいを通じて『仲間づくり』がうまくでき、『自発的・自主的』に活動ができる、心豊かな生徒の育成を目指します。

- ① 全校生徒に部活動に入部するように勧める。
- ② 礼儀正しい態度を養成する。
 - ・時間、あいさつ、服装、整理整頓(掃除)の指導、練習欠席連絡・時間厳守やルールを守ることの重要性の啓発。
- ③ 部室や練習場の掃除・環境整備に努力する。・自主的・自発的活動になるように指導を心掛ける。
- ④ 自己の健康管理の徹底を促す。
- ⑤ 教師と生徒、先輩と後輩のふれあいにより、望ましい人間関係を育成する。
 - ・キャプテン会議等を開催する。

(2) 活動について

- ① 部活動へは、生徒の意思で入部するものとし、原則として途中退部は認めない。
- ② 入部は1年間有効で、2年、3年になっても再度入部書を提出する。
 - 入部願いには、保護者の署名と捺印が必要で、部によっては部費を納める。
- ③ 他の部活動への転部や2学期以降の年度途中の入部は原則として認めない。
 - ・唐津地区中体連水泳や駅伝の「学校代表」に選ばれた生徒は、水泳や駅伝の練習を優先する。
- ④ 部活終了後は直ちに下校する。(顧問はできるだけ下校の見届けを行う。)
- ⑤ 午前中授業で午後に部活動がある場合は以下の通りとする。
 - ・昼食を持参する。原則として校外へ昼食を購入しに行くことは不可とする。
 - ・昼食は、教室で食べることを原則とする。ゴミは必ず持ち帰らせる。
 - ・練習試合等により登校後に自転車移動する場合は、朝、自転車を押して登校し、正門左の駐輪場へ整列させる。
- ⑥ 課業日、日曜日・祝日等の活動について
 - ・課業日に、「唐津市部活動一斉停止日」を含めて、水曜日は部活動停止日とする。
 - ・毎月第3日曜日は「県下一斉部活動停止日」とし、毎月1日程度「唐津市一斉部活動停止日」とする。
 - ・土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。その他、大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振り替える。
 - ・校内での練習試合の場合、自転車登校は禁止とする。

(3) 部活動の最終終了時刻と、完全下校時刻について

期 間	終了時刻	下校時刻
4月～5月	18:00	18:20
6月～7月	18:00 (顧問裁量、30分延長可)	18:20 (顧問裁量、30分延長可)
9月	18:00	18:20
10月～新人戦	17:30	17:50
新人戦終了～1月	17:00	17:20
2月～3月	17:30	17:50
午前中授業	16:00	16:30

※毎週水曜日は部活動停止日、また第3日曜日は県下一斉部活動休養日とする

(令和3年度より一部変更)

※部活動時間の延長を認める場合がある。(必ず顧問がつく)

ただし、校長の許可を得て、全職員に連絡すること。

(4) 部室使用について

- ① 部活動時間以外の使用は禁止とし、部員以外の入室は禁止とする。
- ② 部室の鍵は、その日のうちに必ず職員室へ返す。
- ③ 教科書や体操服等は、部室に置かない。
- ④ 部室内での飲食は禁止とする。
- ⑤ 更衣は原則、部室で行う。部員が多く部室で更衣ができない場合は、帰りの会終了後各教室で更衣をしてもよいが、カバンや制服類は部室に置くか、練習場所へ持って出るようにする。
- ⑥ 部室配置について(屋外部室棟) ※令和5年度現在

女子ソフト テニス	用具室	女子バスケ ットボール	男子バスケ ットボール	用具室	野球
--------------	-----	----------------	----------------	-----	----

※ 屋内の部については、体育館の用具室にボールとシューズを置いてよいものとする。(令和2年度より)

※ 定期的に、顧問による部室点検を実施し、マナーが悪い場合は、一定期間の「部室使用停止」とする。

(5) 体育館とグラウンドの掃除について

- ・体育館の更衣室・男女トイレ・倉庫等は、整理整頓・掃除を行う。
- ・グラウンド・テニスコート等は、各部でトイレ掃除や草むしりなどを行う。

(6) 指導について

- ① 毎月の練習計画を立て、部員、保護者へ連絡を確実に行う。
- ② 全職員で取り組む。
- ③ 技術指導のみでなく、生徒・生活指導も行う。
- ④ 上級生によるしごきや、生徒間の暴力には特に注意し、指導する。
- ⑤ 指導者による、体罰・セクシャル・ハラスメントの根絶を目指す。
- ⑥ 部活動で身につけた、ルールやマナー・挨拶や時間の有効な使い方・言葉遣い・などの規範意識を、中学校生活の中で生かせるように指導する。

(7) テスト期間中の部活動停止について

- ① 中間テスト及び1学期末テストの場合は、3日前から部活動停止とする。
 - ② 2学期末・学年末テストの場合は、5日前から部活動停止とする。
 - ③ 実力テスト等での、部活動停止は行わない。
- ※ あくまで原則とし、大会直前の場合は変更がある。その場合は生徒の健康面を配慮して大会終了後に休養日を設ける。

(8) 大会参加について (県中体連より)

- ① 心身ともに健全な中学校生徒を育成する場であるとの観点から、髪の色・眉剃り・ピアスなどの装飾品等の着用については、改善を促すように努める。
- ・行事と協会の大会が重なった場合、学校行事を優先する。
 - ・頭髪違反(茶髪・剃りこみなど)や眉剃り、問題行動(万引き、飲酒、喫煙、無免許運転、補導等)の場合は、出場辞退になる場合がある。
 - ・大会(協会主催)や練習試合については、年間の見通しを立て、計画的に参加する。顧問は、事前に対外試合届を学校へ提出をします。

- ② 生徒に与える教育的意義、生徒及び運動部顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。
- ・土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。
- ・県大会及び地区大会規模の大会については、年16回を越えない程度の参加を目安とする。

(9) 生徒移動について

旧市内は原則自転車移動です。

- ※ 公立学校の教育内活動では、「生徒の移動は公的交通機関を利用すること」となっている。路線バス(貸切も含む)やタクシー・電車など。しかし、公的交通機関が利用しにくい場所やその他の事情で、保護者に生徒の移動をお願いする場合がある。その時に、もし事故が起こった場合、運転者に大きな責任がかかるので保護者会などを開いて共通理解に努める。
- 各部、保護者会の中で、事前にしっかり話し合い、承諾書を取るなどの確認をする。

(10) 保護者との連絡

- ① 各部活動単位で保護者会を開催する。
- ② 各部、練習計画、部活動便りの配布を心掛ける。
- ③ 各部活動独自で部費としてお金を集めた場合は、会計報告を通じて学校長や保護者へ提出を行う。
- ④ 各部の「保護者会」の運営については、顧問と十分話し合う。

(11) 部活動の服装

各部活動で用具類・防寒着等をそろえる場合は、必要性・金額・デザイン等を保護者会等で十分話し合い、顧問も含めて決定をする。

(県中体連大会の総合開会式や入場行進・種目開会式等では、種目ユニホームか学校の体操服のみです。)

- ① 練習中は原則として、佐志中学校指定の体操服とスポーツバッグ。部活動指定の練習着(チーム、学年で統一したもの)とする。
- ② 土曜日や、日曜・祝日及び長期休業中の部活動へは、体操服か制服・部で揃えた防寒着で登校し、部活動へ参加をする。私服は認めない。

(12) 外部指導者・部活動指導員について

- ① 指導方針・内容・時間等については校長・顧問の指導に従う。
- ② 技術指導はもとより教育的識見を備え、年間を通して部活動の指導を行う。
- ③ 顧問と部活動の全保護者から承認を得ること。
- ④ 外部指導者・部活動指導員としての趣旨を理解せず、教育的指導の域を逸脱していると判断された場合は、顧問や保護者と連絡をとりその対応を検討する。
- ※ 令和2年度より、部活動指導員配置(男子バスケットボール部に1名)

令和5年4月1日改正